

告 示

ア スペイン国内の低温処理施設（以下「低温処理施設」という。）において消毒が行われる場合にあっては、当該施設において四の消毒が行われたことを確認すること。

イ 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒が行われる場合にあっては、輸出港において四の消毒が開始されたことを、輸入港においては当該消毒が終了させていることをそれぞれ確認すること。

四中「生産地における」を削り、同四の「中「低温処理施設」の下に「又は低温処理コンテナー」を加え、同四の「中「五の「」を削り、同「」を同四の「」とし、同四の「」の次に次のように加える。

〔低温処理施設及び低温処理コンテナーは、あらかじめスペイン国植物防疫機関により「低温処理施設」において適切な設備及び機能を有するものとして指定されたものであること。〕

五の「中「生果実」を「低温処理施設において消毒を行う場合にあっては、生果実」に「こん包されていること」を、「こん包されており、各こん包には、スペイン国植物防疫機関による封印がなされていること」に改め、同五の「中「生果実の各こん包」を「低温処理コンテナーにおいて消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナー」に改める。

六中「各生果実」を「生果実の各こん包」に改める。

○農林水産省告示第千三百八十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の「の項の規定に基づき、昭和六十三年十一月二十九日農林水産省告示第千八百八十六号（植物防疫法施行規則別表一の「の項のスペイン国から発送されるレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件」）の一部を次のように改正し、平成五年十一月二十九日から施行する。

平成五年十一月二十五日

農林水産大臣 畑 英次郎

三中「生産地における」を削り、同三の「中「当該消毒の実施後ににおける」を削り、同三に次のように加える。

四中の植物防疫官による消毒が実施されたことの確認は、スペイン国植物防疫機関と共同して、次により行うものとすること。